一般競争入札公告

令和 8 年 10 月 13 日
社会福祉法人 うぐす拓育会
理事長 杉本 拓也

社会福祉法人うぐす拓育会の発注する「(仮称) 特別養護老人ホーム加須うぐすの杜新築工事」について、下記のとおり一般競争入札を告示します。

記

1　工事概要

(1) 工事名称：(仮称) 特別養護老人ホーム加須うぐすの杜新築工事
(2) 工事場所：埼玉県加須市中種足字六番 1188 番 1 外 8 筆
(3) 工事種別：新築工事
(4) 工事内容：建築工事一式
(5) 工事期間：令和 8 年 11 月 25 日～令和 10 年 2 月 20 日まで (予定・引き渡し含む)
(6) 建物概要：構造規模：鉄骨造地上 3 階建て塔屋付き
建物用途：特別養護老人ホーム
敷地面積：5，375．60 ㎡　(開発区域面積：5，372．89 ㎡)
建築面積：1，672．72 ㎡
延床面積：4，084．09 ㎡
(駐輪場　19．00 ㎡、ごみ庫　5．47 ㎡を含む)

2　入札方法等

(1) 入 札 方 法　一般競争入札
(2) 入札予定価格　有 (非公開)
(3) 最低制限価格　有 (非公開)
(4) 入 札 保 証 金　無 (免除)

3　入札参加資格等

次に揚げる条件を満たしている者とする。
(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者（更生手続き又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者を除く）でないこと。

(3)　埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿（令和 7 年度・令和 8 年度）に建築工事業で登載されている単体企業で、直近の評価が次の条件を満たした事業者とする。

①建築工事の格付がⒶランクであること。

②総合評定値（P 点）が 1,000 点以上であること。

③資格者名簿の本店の所在地が埼玉県内にあること。

(4) 公告日から落札決定までの間に、埼玉県、県内の市町村の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。

(5) 公告日から落札決定までの間に、埼玉県、県内の市町村の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。

(6) 当法人の理事が役員をしている企業及びその企業と親子関係にある企業でないこと。また、対象工事にかかる設計業務の受託者でなく、当該受託者と資本若しくは人事面で関連がないこと。

(7) 埼玉県または他官庁及び民間で請け負った工事で、過去 10 年間（2016 年～2025 年）に完成した特別養護老人ホーム、介護老人保健施設の新築工事（延べ床面積 3,000 ㎡以上のものに限る）で、元請けとしての施工実績を有すること。

(8) 配置予定の技術者として、一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有する監理技術者を専任で配置できる者。

4　一般競争入札参加資格確認申請書の提出

(1) 受付期間　公告日　令和 8 年 10 月 13 日（火）
から令和 8 年 10 月 22 日（木）午後 5 時まで（土日祝日を除く）

(2) 提出書類

ア　一般競争入札参加資格等確認申請書（様式有）

イ　埼玉県の競争入札参加資格審査結果通知書

ウ　会社案内・会社経歴書

エ　入札参加資格申請日現在で有効な特定建設業許可証明書の写し

オ　令和 7、令和 8 年度埼玉県競争入札参加資格申請の基となった直近の経営事項審査結果通知書の写し

カ　施工実績を証する契約書の写し

キ　配置予定技術者の資格を証する書類の写し

※様式や書式は下記問い合わせに電子メールで請求のこと

※提出書類は返却いたしません

(3) 提出方法

入札希望の方は 4（1）の期日までにメールで申し込みを行い、原本は速やかの郵送すること。

(4) 提出先

社会福祉法人うぐす拓育会

住　所：〒331-0823　埼玉県さいたま市日進町 2-1746-3　うぐす保育園　日進 内

電　話：048-885-0880

メール：info@ugusu.me

担当者：渡邊 光裕

5　一般競争入札参加資格等確認通知及び設計図書等の配布

(1) 入札参加資格等確認審査後、全ての業者に参加資格の有無について書面で通知する。

(2) 入札参加資格が有と確認された業者には、設計図書等（入札説明書、入札等書式、図面・仕様書等 CD）を郵送で配布する。なお、現場説明会は行わない。

(3) 配布した設計図書等（CD）は入札日に持参し、返却するものとする。

(4) 設計図書等に質疑がある場合は、下記期日までに上記のメールアドレスへ送付すること。

① 質疑期限　令和 8 年 11 月 11 日（水）午後 1 時まで必着

② 回答期限　令和 8 年 11 月 13 日（金）までに、入札参加が認められた者すべてにメールにより通知する。

6　入札日程等

(1) 公　　告　　日：令和 8 年 10 月 13 日（火）

(2) 参加資格申請締切日時：令和 8 年 10 月 22 日（木）午後 5 時まで必着

(3) 参 加 資 格 通 知 日：令和 8 年 10 月 26 日（月）発送

(4) 設 計 図 書 等 配 布 日：令和 8 年 10 月 26 日（月）発送

(5) 質 疑 書 締 切 日 時：令和 8 年 11 月 11 日（水）午後 1 時まで必着

(6) 質　疑　回　答　日：令和 8 年 11 月 13 日（金）午後 5 時まで回答

(7) 入札日

①日　　時：令和 8 年 11 月 18 日（水）午後 1 時 30 分

②入札場所：　さいたま市プラザノース第 6 セミナールーム

（埼玉県さいたま市北区宮原町 1-852-1）

7　入札にあたっての注意事項

(1) 代理人が入札する場合は、委任状を提出すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるか問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札を辞退するときは、入札辞退届により申し出ること。なお、設計図書等（CD）を速やかに返却するものとする。

(4) 談合等の不正行為を行わない旨の誓約書を入札当日に提出すること。

(5) 下記の各事項に該当する入札は無効とする。

① 入札に参加する資格のない者がした入札

② 次に揚げる入札書による入札

ア 入札者の押印がない入札書

イ 入札金額を訂正した入札書

ウ その他の記載事項を訂正した場合、その箇所に押印のない入札書によるもの

エ 押印された印影が明らかでない入札書

オ 記載すべき事項の記入がない入札書は記入した事項が明らかでない入札書

③ 次に揚げる入札をした者がした入札

ア 代理人で委任状を提出しない者

イ 他人の代理を兼ねた者

ウ 二以上の入札書を提出した者

エ 二以上の者の代理をした者

④ 郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札

⑤ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札

⑥ 談合その他不正行為があったと認められる入札

⑦ 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書を提出した者がした入札

⑧ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札

⑨ その他公告に示す事項に反した者がした入札

(6) その他

① 公正に入札執行が出来ない状態に陥った場合、入札を執行しないことがある。

② 談合に関する情報提供があった場合は、情報提供者及び参加業者から事情を聴取し、入札の延期・中止をすることがある。

③　一度提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできない。
④　入札は当法人の理事・監事及び評議員の立合いによるものとする。
⑤　県から指摘や指示があった場合は、それに従うこと。

8　落札者の決定

(1) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。

(2) 初回入札において予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者がいない場合は、再度入札を実施する。再度入札は 1 回まで実施する。
ただし、初回入札に参加する者が 1 者のみの場合は入札 1 回のみとし、再度入札は行わない。また、再度入札に参加する者が 1 者のみとなった場合の再度入札は、当該再度入札のみとする。
なお、前回入札で最低制限価格に満たない者は再度入札に参加できないものとする。

(3) 上記（2）によっても落札者がいない場合、最低価格で入札した者に随意契約の意思があるときは、次の条件を順守したうえで、交渉による随意契約を行うものとする（最低価格で入札し者に随意契約の意思がないときは、順次、次に低い価格で入札した者を対象とする)なお、随意契約の交渉に当たっては、見積書を提出することとし、その見積書が予定価格の範囲内であり、随意契約の相手として理事会の承認が得られ、かつ、随意契約を行うことについて県から認められた場合のみ契約を行うものとする。
①　契約額は予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上であること
②　交渉の過程で予定価格を明らかにすることは認められないこと
③　入札に当たっての条件等を変えることは認められないこと
④　契約額が確定した場合はその内容を書面にし、事業者及び業者が署名捺印をすること

(4) 落札者とすべき同額の入札をした者が 2 者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。（くじ引きの方法は棒引きとする）

9　契約方法等

(1) 様式契約に関する細目は民間（七会）連合協定工事請負契約約款に準拠する。

(2) 契約保証金の徴収は免除する。ただし、工事履行保証保険（工事請負額の 10 分の 1 以上の金額を保証）による工事履行保証措置を講じること（工事完成保証人制度は採用しない）

(3) 契約の履行については、発注者及び工事監理者の指示に従うとともに、県等から指導があった場合にはこれに従うこと。

(4) 一括下請負契約を行わないこと。

(5) 本契約の締結は、県が結果を確認し当法人の理事会及び評議会での承認を受けた後とする。
(6) 建設業法（昭和 22 年法律第 54 号）及び独占禁止法に抵触する行為を行わないこと。
(7) 課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出すること。
(8) 請負代金の支払い時期に関しては、落札後、協議により決定する。

10　その他

(1) 公告文に記載のない事項等についても関係法令を遵守すること。
(2) 本工事は、補助金を受けて行うものであるため、県等による検査のために必要な書類等の作成に協力をようする。

11　問い合わせ先

社会福祉法人うぐす拓育会
住　所：〒331-0823　埼玉県さいたま市日進町 2-1746-3　うぐす保育園　日進 内
電　話：048-885-0880
メール：info@ugusu.me
担当者：渡邊 光裕
※問い合わせ時間は、午前 10 時から午後 5 時までとする（土日祝日を除く）